

令和2年度第1回青少年指導関係運営協議会 会議録

日 時 令和2年6月30日(火)

(書面会議にて開催)

回答委員 井上美鈴委員、出口雅志員、花園隆委員、
薄葉良委員、荒木弓夫委員、清水寛委員、
鈴木義信委員、齋藤和利委員、長谷川宏美委員

14名のうち9名が回答。半数以上の回答があるため会議は成立。

1 協 議

① 会長、副会長の選出について

(事務局案) 会長 齋藤委員
副会長 井上委員

【事務局説明】

木更津市まなび支援センター管理規則第3条第1項に会長及び副会長を各1人置く
とございます。同じく第2項に会長及び副会長は委員の互選により定めるとございま
す。

井上委員は、教育委員会の教育委員というお立場でもありますので、井上委員に会
長をお願いしたいところではございますが、昨年度の諸般の事情を鑑みまして、前会長
の齋藤委員に引き続き会長をお願いし、井上委員に副会長をお願いする案を提案いた
します。

(事務局案のとおり承認)

② 令和2年度まなび支援センター青少年指導関係活動の方針について

別添 資料1 木更津市まなび支援センター運営方針及び活動の重点
資料2 まなび支援センターの相談業務を核にした幼年期から青年期
までの一貫した子育て支援

【事務局説明】

資料1 木更津市まなび支援センター運営方針及び活動の重点につきましては、令和2年度の木更津市まなび支援センター青少年指導関係活動方針を「家庭、地域、学校、警察、内房地区少年センター、南房総教育事務所生徒指導班、児童相談所等の関係諸機関との連携を密にし、青少年の非行防止と健全育成を図る。」といたしました。

具体的には、「相談活動」、「街頭指導」、「情報化社会への対応」、「関係機関・団体との連携」、「啓発活動」の5つの取組を展開して参ります。

まず、相談活動については、「幼児期から青年期までの一貫した子育て支援」をモットーに、幼児言語教室、教育相談教室、あさひ学級、青少年・子育て相談等、それぞれの発達段階や対象となる子ども達の年齢に応じた相談活動を行っております。

また、青少年指導に関わる、「青少年・子育て相談」については、昨年度、電話相談が52件、来所相談が11件、メール相談が20件あり、子育てやしつけに関すること、家庭内のトラブル、友人関係に関すること、学校生活への不適應や不登校に関することが主な相談内容となっており、専門機関の紹介等も併せて行いました。

今後も、指導相談技術の向上を図りながら、相談活動を継続して参りたいと考えております。

次に、街頭指導については、昨年度、青少年補導員による各地区での活動が222回、のべ688人、所員による活動が64回、のべ128名、補導員および所員合同の活動が4回、のべ107名、合計290回、923名の街頭指導を実施いたしました。JRの乗車マナー指導、港まつりの際の特別街頭指導も含まれており、この間、指導された青少年は2名で、夜遊びの青少年でした。なお、一昨年度は、4名の青少年を指導しております。

所員の指導活動につきましては、現在、青パトと呼ばれる青色回転灯を装着した公用車による街頭指導が中心となっております。

原則として、週2回、市内を4つのエリア、金田・岩根方面、波岡・八幡台・畑沢方面、富来田・鎌足・伊豆島方面、清見台・清川・中郷方面、に分割し、木更津駅周辺からそれぞれのエリアに属する小中学校周辺、または、不審者情報等があった地域付近を中心に指導活動を行っております。

パトロールを行う中、街中に青少年の姿がなかなか見られない状況ではございますが、犯罪、非行の未然防止、抑止力のためにも、今後も、引き続き、青パトによる街頭指導を続けて参ります。

情報化社会への対応につきましては、ネット空間において、様々な問題が青少年に影響を及ぼしております。そのため、講演会や啓発活動を実施し、また、千葉県青少年ネット被害防止対策事業、いわゆる「ネットパトロール」と連携して、関係各所への迅速な情報提供に努めて参りたいと考えております。

令和2年5月末現在で、本市に関わる重大な事案についての情報はございませんが、各

団体・関係機関・学校とも連携して、情報モラル、ネット社会を安全に歩いて行けるような支援を行って参りたいと考えております。

各種関係機関、団体との連携、および啓発活動等につきましては、本会のような各種連絡協議会での情報交換やまなび支援センター広報紙等を通じて、関係各所との連携を行い、保護者、市民への啓発活動等を継続して参りたいと考えております。

資料2 まなび支援センターの相談事業を核にした幼年期から青年期までの一貫した子育て支援については、「つながり」をキーワードにした各種活動について記載いたしました。

以上が、まなび支援センター青少年指導関係活動方針となります。

(別添資料1、2のとおり承認)